八王子市債権管理条例

令和3年3月26日 条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について、一般的な 基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、 もって市民間の負担の公平性の確保及び持続可能な行財政運営に資すること を目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
 - (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2 31条の3第1項に規定する歳入に係るものをいう。
 - (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により 処分することができるものをいう。
 - (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
 - (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。
 - (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若 しくはこれに基づく規則等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の 定めるところによる。

(市長の責務)

- 第4条 市長は、法令、条例、規則等(以下「法令等」という。)の定めると ころにより、市の債権を適正に管理しなければならない。
- 2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、 市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、市規則で定める事項を記載

した台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)を整備し なければならない。ただし、債権の性質上特にその必要がないと認められる 債権については、この限りでない。

(債務者に関する情報の目的外利用)

- 第6条 市長は、債務者が市の債権を履行期限までに履行しない場合は、法令 に違反しない限りにおいて、かつ、当該債権の管理に必要な範囲内で、当該 債務者の市規則で定める情報を、その収集の目的の範囲を超えて利用するこ とができる。
- 2 市長は、前項の規定により利用した情報を、当該債権の管理に関する事務 以外の事務に利用してはならない。
- 3 市長は、第1項の規定により情報を利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。 (督促)
- 第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。 (延滞金)
- 第8条 市長は、公債権について、前条の規定による督促をした場合において、当該債権の金額が2,000円以上であるときは、その履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。
- 2 前項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、 365日当たりの割合とする。
- 4 市長は、履行期限までに公債権を履行しなかったことについてやむを得な

- い事由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減額し、又は免除 することができる。
- 5 前各項の規定は、市規則で定める公債権については、これを適用しない。 (滞納処分等)
- 第9条 市長は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び 滞納処分の停止については、法令等の定めるところによりこれを行わなけれ ばならない。

(強制執行等)

- 第10条 市長は、非強制徴収債権について、第7条の規定による督促をした 後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置 をとらなければならない。ただし、第13条の措置をとる場合又は第14条 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合 は、この限りでない。
 - (1) 担保の付されている債権(保証人の保証があるものを含む。) については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
 - (2) 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。) については、強制執行の手続をとること。
 - (3) 前2号に該当しない債権(第1号に該当する債権で同号の措置をとって なお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続 を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第11条 市長は、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第12条 市長は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の 決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者と して配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、その ための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市の債権を保全するため必要がある と認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求 め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければ ならない。

(徴収停止)

- 第13条 市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお 完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これ を履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その 保全及び取立てをしないことができる。
 - (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
 - (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
 - (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。 (履行延期の特約等)
- 第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
 - (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が 当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長 することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に

誠意を有すると認められるとき。

- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者 に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1 号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情 により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該 債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特 約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の 遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に 係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

- 第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

- 第16条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することがで きる。
 - (1) 債務者が生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、当該債権について弁済することができる見込みがないと認め

られるとき。

- (2) 当該債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効を援用すると見込まれるとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合において、その相続 財産の価額が強制執行の費用及び当該債権に優先する債権の金額の合計額 を超えないと見込まれるとき。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき、又は法人である債務者が同法第216条第1項若しくは第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- (5) 当該債権について、第10条第2号の規定による強制執行又は第12条 第1項の規定による債権の申出等の措置をとってなお完全に履行されなか った場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回 復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (6) 当該債権について、第13条の措置をとった場合において、当該措置を とった後相当の期間を経過してもなお同条各号のいずれかに該当し、これ を履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄しようとするときは、あらかじめ次条第1項に規定する八王子市債権管理審議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議 会に報告しなければならない。

(債権管理審議会)

- 第17条 市長の附属機関として、八王子市債権管理審議会(以下「審議会」 という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申 する。
 - (1) 非強制徴収債権の放棄に関すること。
 - (2) その他市の債権の管理に関し、市長が必要と認める事項

- 3 審議会は、委員4人以内をもって組織する。
- 4 審議会の委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合にお ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 市規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条及び附則第 3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、令和4年4月1日以後に発生する市の債権について適用 する。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八王 子市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後

第4条 (略)

2 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第7号及び<u>第92号</u>に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

別表第1 (第2条、第5条関係)

番号	区分	報酬の額(円)	費用弁
			償の額
(略)	(略)	(略)	(略)
3 6	(略)	(略)	
<u>3 7</u>	債権管理審	日額 12,000	
	議会委員		
<u>38</u>	(略)	(略)	
39~	(略)	(略)	
9 8			

備考 (略)

改正前

第4条 (略)

2 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第7号及び第91号に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。

別表第1 (第2条、第5条関係)

132/11 - (20 - 200				
番号	区分	報酬の額(円)	費用弁	
			償の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	
3 6	(略)	(略)		
3 7	(略)	(略)		
38~	(略)	(略)		
9 7				

備考 (略)